

運輸安全マネジメントの取り組み

【H18.10月改正 / 自動車運送関係法（道路運送法および貨物自動車運送事業法・同輸送安全規則）における

「運輸安全マネジメント」に関わる掲示】

【令和7年（令和7年1月1日～令和7年12月31日）】

株式会社 長野県赤帽

代表取締役 松木孝弘

●事故防止のための安全方針

・輸送の安全は経営の根幹であり、従業員1人1人の協力を得て事故災害を無くし、安全水準の向上に向けて継続的な活動を行う。

●社内への周知方法

・安全方針を社内に掲示する。

●安全方針にもとづく目標

| 目 標 | 人身事故 | 0件を目指す |
|-----|------|--------|
| | 物損事故 | 0件を目指す |

●目標達成のための計画

・ヒヤリハット報告をもとに安全運転の質を高める。
・アルコール検知器によるチェックを厳密に行う。

●安全に関する情報交換方法

・ヒヤリハット報告を共有する。

●安全に関する反省事項

・漫然運転が多くなりがちである。
・急な電話に対応してしまうことがある。

●反省事項に対する改善方法

・いつもの運行でも、常に気を引き締めた運転を心がける。
・常にハンズフリー機器を使用する。

●安全に関する目標達成状況

| 令和元6年度目標 | 結 果 | 備 考 |
|----------|-----|-----|
| 人身事故 0件 | 0件 | |
| 物損事故 0件 | 0件 | |

●自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報

| | | | |
|--------|--------|----|---|
| 令和6年実績 | 事故発生件数 | 0件 | ※自動車事故報告規則（H15.9.26改正国土交通省令第95号）第2条に定められた自動車事故（車両の転覆・転落・火災の発生、死者・重傷者・踏切事故の発生、積載物の飛散・漏えい、運転者の疾病による運行停止、制動装置・かじ取装置・車軸等の故障による運行停止など） |
| | 事故の種類 | | |
| | 衝突の状態 | | |
| | 行政処分等 | | |